

塩尻市議会総務生活・福祉教育・産業建設委員会の  
政策提言に対する回答

令和3年5月11日

塩尻市



3企第37号  
令和3年5月11日

塩尻市議会  
議長 丸山寿子様

塩尻市長 小口利幸



塩尻市議会総務生活・福祉教育・産業建設委員会の政策提言について（回答）

平素は市制発展のため御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
令和3年3月15日及び4月19日に提案のありましたことについて、次のとおり回答いたします。



## 総務生活委員会

### 太陽光発電設備の適正な設置のための条例制定に関する提言

再生可能エネルギーの開発に対しては、その地域の様々な条件や特徴により、所管する法律や条例に基づき国や県の許可や同意により行われています。

これまで本市では、市内の再生可能エネルギーの導入拡大を促進してきました。しかし、ここ数年は日本各地において、毎年とっていいほど自然災害が起きており、比較的被害が少ない本市においても、市民にとってはいつか自分たちの住む地域が同じような被害にあうのではないかと不安を抱えています。このような状況において、太陽光発電設備の建設に伴う周辺地域の環境への悪影響や、景観等の保護を心配する声が地域住民から上がっており、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの促進を図るために、市としてどのような行政対応ができるのかが課題になっています。

本市の昨年12月のガイドラインの改訂は、それぞれの課題を抑止する手段として効果的であると考えますが、本来ガイドラインでは、指導・助言等の行政指導は可能でも、法的根拠がないために、事業者には義務を課したり、権利を制限することができません。また、指導に従う事業者には手続きが増え、従わない事業者には負担が生じないといった不公平が生じてきます。さらに、事業者に対して、法の下での平等を遵守するという観点から、地域内、地域外の事業者のどちらにも同一内容で行政指導を行わなければなりません。

そのためには、行政指導において、法的根拠や判断基準の明示ができれば、事業者・地域住民に対しての透明性が確保できます。

**そこで、総務生活委員会では、太陽光発電は国として再生可能エネルギーを導入拡大するうえで大事な施策でありながら、設置される地域においては、抑制の対象にもなり得ることから、市が促進と抑制の調和を図り、持続可能な地域づくりを目指すために、次の事項を規定した太陽光発電設備の適正な設置のための条例の制定を提言します。**

- (1) 制定の目的として、人と自然が共生する「持続可能な社会づくり」の実現等を定めること。
- (2) 市の責務、事業者の責務、市民の責務を定めること。
- (3) 事業区域の面積、太陽光発電設備の種類・発電出力などの適用範囲を定めること。

- (4) 自然保護、生活環境及び景観の保全等を目的とした区域を住民合意のもと規制区域として定めること。
- (5) 条例に従わない場合の事業者名の公表等、違反者への対応について定めること。
- (6) 条例制定に合わせて、それ以前に認定を受けた太陽光発電設備の規模、事業者、土地所有者等を記載した台帳等の整理を図ること。

**【回答：生活環境課】**

現在、太陽光発電設備の設置につきましては、国（令和2年3月改訂）や県においてもガイドラインを示しており、本市においても令和2年12月に「塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドラインの見直しを行い運用しているところでもあります。ただ、義務付けや規制の内容については、罰則まで至らずとも条例による規制の必要性について等、各所からご意見をいただいているところです。

国では、太陽光などの再生可能エネルギー発電施設を巡り、景観問題などから住民の反発が相次ぐ現状を受け、環境省は、住民合意を得ながら施設を呼び込む「促進区域」を自治体が設定する新制度を導入する予定です。これは、地球温暖化対策推進法の改正案によるもので、早ければ令和4年度にも新制度をスタートさせたいとのことです。

新制度では、まず市区町村に対し、再生可能エネルギー発電施設の「促進区域」の設定に努めるよう義務づけ、市区町村はその場所で事業を進める事業者に対し、①景観や騒音の防止②地元の雇用促進③災害時の電力供給など、地元への「配慮事項」を設定できるとのことです。事業者は、配慮事項を踏まえて事業計画を作り、地元住民と県や市区町村などをつくる協議会で内容が検討されたうえで、合意が得られた計画に限って正式に申請できるものです。発電事業後の太陽光パネルの撤去についても、住民に不安がないよう、撤去費用に対する積立制度が検討されています。

提言をいただきました「太陽光発電設備の適正な設置のための条例」につきましては、国の動向に注視し、地球温暖化対策推進法改正の状況を踏まえ、また県内外の状況や、本市のガイドラインの順守状況を見て、条例の制定を検討してまいります。

なお、今回条例制定と併せて提言いただきました「ガイドライン策定前の設備を記載した台帳整備」につきましては速やかに対応してまいります。

# 福祉教育委員会

## 文書館の機能を有する施設の整備に関する提言

公文書等の利用にあたっては、その保存が適切に行われていることが大前提となります。利用することにより汚損、破損、紛失することがあってはなりません。保存と利用をバランスよく行うため、専門的知識を有する人材や保存及び利用のための財源の確保を図り、本市の貴重な財産でもある公文書等を次世代に継承していくという取り組みが必要と考えます。

現存する公文書等は、個人、団体等からの移管もあり、多種多様で活用の形態もさまざまなものがあることから、庁内の関係部局の連携はもとより、公文書等の価値を的確に判断するうえにも外部有識者による視点の導入も重要と考えます。

長野県内では、長野県立歴史館、長野市公文書館、松本市文書館、小布施町文書館に加え、2018年度には、東御市、須坂市、安曇野市で、2019年度には、上田市において文書館が開館しています。設立の経緯はさまざまですが、古文書などの歴史資料や市史の編纂時に収集した歴史・公文書資料などの公開や保存のために設置がされています。

本市も市誌編纂時に収集された貴重な史料をはじめ、多くの公文書等が保存されています。これらの公文書等を常に利用可能な状態にし、市民の財産として有効に活用できるようにすることにより、生涯を通じて学び合う場や文化芸術に触れる機会を提供し、市民の豊かな生活の創造と地域活動の活性化につなげることができるものと考えます。

**福祉教育委員会では、調査研究を行った結果を基に、今後の塩尻市の公文書等の保存及び利用の場として文書館の機能を有する施設を整備することなどについて、次の3点について提言します。**

### 1 文書館の整備について

市民の貴重な財産である公文書等の保存及び利用のための施設を早急に整備すること。

【回答：総務人事課・文化財課】

現在市が保存しております「歴史資料として重要な公文書等」は、大別して古文書、市誌編纂資料及び旧役場文書があり、その種類ごとに管理をしております。

古文書については、近世（江戸以前）塩尻市域で村役（庄屋など）を務めた個人宅に残されていたもの（いわゆる「村方文書（むらかたもんじょ）・地方文書（じかたもんじょ）」と呼ばれるもの）を中心に、寄贈や業者からの購入により入手したものを、塩尻総合文化センター3階の古文書室において、「いつ」・「誰が」・「誰に」・「どういう内容」の文書を作成したかという目録を作成し、公開の可否を判断した上で、希望者への閲覧に供しております。しかしながら、未整理のものが多数あり、全ての文書を公開できる状況には至っておりません。

また、塩尻市誌の編纂資料につきましては、目録登録をした上で、同じく総合文化センター3階の旧市立図書館閉架に保管されており、希望者への閲覧に供しております。

さらに、明治時代の市制・町村制度施行後の旧村時代から片丘、宗賀、洗馬、北小野及び檜川の各支所の倉庫などで保管されていた旧役場文書につきましては、令和2年度から、総合文化センター3階の旧市立図書館であった部屋への集約を進め、評価選別、目録作成、クリーニング、保管といった整理作業を行っております。これまでに旧筑摩地村文書1,073点の整理を完了し、現在は旧洗馬村文書約7,500点について整理作業を進めているところです。今後は、市役所庁舎等に保管してある公文書のうち、歴史資料として重要なものを、この施設に移管していく計画で、令和7年度中の整理作業完了を目指しております。

これらの公文書等を適切に収集・管理し、活用していくための施設整備につきましては、現状、同じ施設の同じフロアに歴史公文書等の集約化が図られていることから、当該施設を「公文書館機能」を有する施設として地域における歴史の調査、研究に利用いただけるよう、整理作業等を進めてまいります。

## 2 人材の確保について

公文書等を適切に保存し、広く市民の利用に供するため、専門的知識を有する人材の確保に努めること。

### 【回答：総務人事課】

古文書については、専門職員1名が週2日、所蔵文書の整理作業、閲覧希望者への対応、市民が所有する古文書の解読依頼への対応などを行っております。また、市誌編纂資料については、目録が整備されているため、総務人事課において閲覧希望者への対応を行っております。さらに、旧役場文書については、司書資格を有する会計年度任用職員1名を専任で配置し、整理作業を行っております。

今後、より高度なレベルで歴史公文書等を収集・保存し、広く市民の利用に供



していくためには、専門的な人材の活用が重要であると認識しておりますので、令和2年度に公的資格として創設された「認証アーキビスト」など、文書管理に関する専門的な知識及び技能を有する者の活用について研究してまいります。

### 3 財源の確保について

民間の個人、団体等が所有する公文書等の収集と本市が所有する公文書等の保存及び利用に向けて、財源の確保に努めること。

【回答：財政課】

本市の財政運営につきましては、「行政評価」、「実施計画」、「予算編成」を効果的に連動させたPDCAマネジメントによる「行政経営システム」と、各事業部に「一般財源」を包括的に配分する「包括予算制度」により、各部長のマネジメントの下、自律的な予算の編成及び執行に努めております。

また、行政評価における新規事業の提案につきましては、限られた行政資源を効果的に活用して事業を推進するため、事業の「妥当性」、「有効性」、「効率性」の評価視点から事業の重点化などのマネジメントを行い、包括予算制度とあわせて、予算の効率的な配分を実施しております。

一方、予算執行の段階においては、予算流用においても、一定の権限を各部長に移譲することでスピードアップを図り、本市にゆかりのある作品、資料等の収集を可能としているところであります。

このようなことから、提言いただきました公文書の収集等に関して新たに財源を要する場合には、行政評価等において議論を行い予算に反映するとともに、予算執行においても柔軟かつ適切な対応に努めてまいります。

## 産業建設委員会

### 新型コロナウイルスの感染拡大が移住定住促進政策に及ぼす影響に関する提言

新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、首都圏などの都市部からの移住定住の受入体制の整備・強化を、早急に図ること

#### (1) 「第5次塩尻市総合計画第3期中期戦略」に基づく移住定住対策の強化 提案の概要:

新型コロナウイルス対策の常態化を捉えた移住定住の促進、拡充対策を「第5次塩尻市総合計画第3期中期戦略」に基づいて、地方創生交付金を活用して積極的に対策を講ずること

#### 提案の趣旨:

ウィズコロナは首都圏などの都市からの人口移動や移住定住のきっかけになり始めている。「第5次塩尻市総合計画第3期中期戦略」に基づく事業の執行にあたっては、この社会トレンドを敏感に捉えるものにならない。さらなる企業誘致や就業の場の確保対策、市内の住環境や企業立地環境の整備、空き家の紹介提供システムの充実など、地方創生交付金を効果的に活用しながら、移住定住の促進・拡充対策に積極的に取り組むことが求められるところである。

#### 【回答:秘書広報課・官民連携推進課・産業政策課・建築住宅課】

本市では、国による地方創生の取り組みの本格化に合わせ、全国2番目の早さで、平成26年年度に地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略と人口ビジョンを策定し、第五次総合計画と一体的に、地方創生のフロントランナーとして、内外に選ばれ続ける地域の実現を目指しております。

その最大の成果指標として、令和5年の目標人口6万5,000人を掲げており、これは、国の人口推計から1,300人以上の政策誘導を図るものであり、移住定住促進はもとより、子育て・教育環境の充実、産業振興・事業所支援、良好な住宅地の提供等、総合的に戦略を展開しております。

この間、平成28年から令和2年までの5年間で人口の社会増を実現し、同期間の自然増減を加えた人口全体では、長野県下19市で減少が最も少なく、令和2年10月時点の目標人口中間値との比較では約500人上振れしており、これは地方

創生の明確な成果と捉えられ、目標人口の実現に向け明るい展望が開けてきております。

第3期中期戦略では、ウイズアフターコロナ、新たな日常への対応を見据えるとともに、東京一極集中の人の流れの変化に機敏に対応し、コロナ禍をチャンスに変える地方創生を実現するため、移住定住に直結する事業では、まず、企業誘致策の強化や企業環境の整備として「塩尻市サテライトオフィス支援事業補助金」を新たに創設し、建物の取得やWi-Fi等の環境整備等に伴う施設改修、改築に要する経費を補助するとともに、「塩尻型テレワークモデル確立・展開事業」を拡充し、関連企業のサテライトオフィス整備、テレワーカーの人材育成等を図り、テレワーク志向の増加や新しい働き方を実践する企業を支援してまいります。

住居・住宅地の確保、紹介等では、株式会社しおじり街元気カンパニーを窓口とした「空き家バンク制度」と、空き家の改修等に対する補助制度（塩尻市移住・定住促進居住環境整備事業補助金補助金）が成果を上げてきており、さらなる相談機能やネットワークの充実を図るとともに、居住誘導エリアを対象とした空き家の改修等に対する補助制度を拡充し、宅地の有効活用や流動化を図り、人口誘導を促進してまいります。

首都圏等からの人の誘引、移住相談の強化につきましては、まず、首都圏企業の就労環境の変化、働き方改革に注目し、スナバを拠点とする地域おこし協力隊が設立したNPO法人が中間支援機関となり、プロ人材や副業人材と本市の課題解決をマッチングするプラットフォームにより、継続的に本市に係る関係人口を創出してまいります。

また、県内の子育て世代をターゲットに、本市の強みである、暮らしやすさ、子育てしやすさを体験するイベントを、地元メディアとのタイアップで継続してPRすることで、認知・興味から訪問・滞在・居住へつなげてまいります。

加えて、令和2年度に作成した「塩尻市移住ガイド」や新たに作成する「暮らしのガイドブック」を、市関係施設はもとより不動産業界にも広く配布し、移住相談に活用してまいります。さらに、本年度は市のホームページを更新することから、移住サイトを特設し、移住支援・生活支援情報を一元化するとともに、移住相談窓口のワンストップ化と周知について、関係機関も含め前向きに検討してまいります。

## (2) 集合住宅の実態調査と質的改善

提案の概要：

民間の賃貸用住宅及び公営住宅の居住環境改善のため、不動産業者団体と連携し

て、その実態調査とWi-Fi環境の普及促進を講ずること。

提案の趣旨：

市内では、大門、広丘、吉田地区を中心にマンション、アパートその他の賃貸住宅(集合住宅)が新たに建築されている。しかし一方で老朽化した集合住宅では空き部屋が増加している。

また、市営住宅では老朽化対策などの質的改善が課題となっている。首都圏を中心とした都市部からの集合住宅への入居は、将来の持ち家の所有につながる重要な移住定住者の受入先でもあることから、不動産業者団体と連携して、集合住宅に関する実態調査を行うとともに、国の支援制度を活用して、移住定住者の受入のため集合住宅へテレワーク等を可能とするWi-Fi環境の整備費補助制度の創設など、積極的な施策を講ずること。

【回答:建築住宅課・産業政策課】

本市が所管する住宅は、住宅セーフティネットとして位置付けられる市営住宅をはじめ、目的に応じ18団地99棟555戸を管理運営しています。

市営住宅等は、ご指摘のとおり老朽化対策など質的改善が課題であることから、整備・改修による長寿命化や用途廃止などを進め、良質な市営住宅等の形成と長寿命化によるライフサイクルコスト縮減を図ることとしました。

市内の集合住宅の実態調査につきましては、市内の不動産業者に伺ったところ、大手不動産会社の数社が主だった集合住宅を管理していますが、各々の会社が自ら管理する集合住宅の実態しか把握していないこと、その集合住宅も市内の全てを網羅していないこと、複数会社が同一物件の仲介を行っていることなどから、市内全体の集合住宅の実態把握は難しく、業界として市内の集合住宅の実態把握をしたデータは存在しないとのことでした。

このようなことから、民間の集合住宅に関する実態調査につきましては、全数調査ではありませんが、総務省統計局が5年に1度実施する「住宅・土地統計調査」の統計データから、集合住宅の実態がある程度把握できると考えており、この統計データの結果では、集合住宅等(長屋建・共同住宅・その他の住宅)は増加傾向にある一方で、集合住宅等の空き家(空き部屋)は、減少傾向にあり、集合住宅等のニーズは高いと考えています。

また、こうした集合住宅等を活用したテレワークに対応するためのWi-Fi環境につきましては、(1)移住定住対策の強化において触れました「塩尻市サテライトオフィス支援事業補助金」において、企業等の入居側だけでなく、集合住宅の所有者がサテライトオフィス用の施設として改修・整備する場合にも補助する事業を創設

いたしましたので、その利用を促進してまいります。

### (3) 移住定住を視野に入れた事業承継の支援

提案の概要：

廃業や事業譲渡を検討している中小企業経営者(中小企業・小規模事業者)と移住定住者とのマッチング支援を、国の事業承継支援等の制度を活用して積極的に講ずること。

提案の趣旨：

新型コロナウイルス感染症の影響等により事業廃止(廃業)を余儀なくされる中小企業経営者の事業継続・引継ぎについては、国の事業承継等の事業を活用し、市外からの移住定住者と併せて、移住定住者とのマッチング支援を積極的に講ずること。

また、農業分野においてもコロナ禍において更に後継者不足が深刻な状況にあり、移住定住者とのマッチング支援を積極的に講ずること。

【回答:産業政策課・農林課】

経営者の高齢化や後継者不足により、事業承継をすることができず廃業する中小企業は、全国的にも年々増加傾向にあります。このような状況において本市では、塩尻商工会議所がマッチングサービス「しおじり TSUNAGU(つなぐ)」事業を開始しており、事業譲渡を検討している市内事業所を対象に、譲り手と買い手をマッチングする民間のウェブサービスを活用した案件情報の掲載等を実施しております。このほか、長野県においても、本年4月1日から、事業承継に関する総合的支援機関が整備されたほか、市内金融機関においても独自に事業承継コンサルティング会社と連携し、個別に企業支援を行っております。

移住による就農希望者の確保につきましては、長野県や公益財団法人長野県農業担い手育成基金が東京で開催する就農相談会に市も出展し、就農相談や市独自の補助事業を紹介する中で、市内における就農を図ってまいりました。今後は、オンラインによる出展も検討してまいります。

また、就農に向けたサポート体制としましては、市のほか、県松本農業農村支援センターや農業委員会、JAと連携した体制を整備しており、引き続き新規就農者の確保を図ってまいります。